

令和4年土佐清水市議会定例会3月会議会議録

第19日（令和4年3月25日 金曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

日程第1 議案第3号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第10号）について」から議案第32号「土佐清水市有料水道設備の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの議案30件を一括議題  
（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決）

日程第2 議員派遣の件

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 12人

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 谷口佳保君 | 2番 | 弘田条君 |
| 3番 | 武政健三君 | 4番 | 山崎誠一君 |
| 5番 | 吉村政朗君 | 6番 | 作田喜秋君 |
| 7番 | 岡本詠君 | 8番 | 甲藤眞君 |
| 9番 | 細川博史君 | 10番 | 前田晃君 |
| 11番 | 浅尾公厚君 | 12番 | 永野裕夫君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

なし

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|---------|------|---------|
| 議会事務局長 | 早川 聡 君 | 局長補佐 | 中嶋 由美 君 |
| 議事係主幹 | 佐野 舞 君 | 主任 | 大住 裕紀 君 |
| 主幹 | 渡邊 早苗 君 | | |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

## 出席要求による出席者

|                                        |         |             |         |
|----------------------------------------|---------|-------------|---------|
| 市 長                                    | 泥谷 光信 君 | 副 市 長       | 磯脇 堂三 君 |
| 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長                 | 戎井 大城 君 | 企 画 財 政 課 長 | 横山 英幸 君 |
| 総 務 課 長 ( 併 )<br>選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 | 窪内 研介 君 | 危 機 管 理 課 長 | 倉松 克臣 君 |
| 消 防 長                                  | 味元 博文 君 | 観 光 商 工 課 長 | 二宮 眞弓 君 |
| 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長     | 和泉 政彦 君 | 教 育 長       | 岡崎 哲也 君 |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さんおはようございます。定刻でございます。

ただいまから、令和4年土佐清水市議会定例会3月会議、第19日目の会議を開きます。

ただいま、市長から議案第33号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第11号）について」及び議案第34号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の議案2件が提出をされました。

お諮りいたします。

この際、議案第33号及び議案第34号を日程に追加し議題といたしたいと思えます。これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第33号及び議案第34号を議題とすることに決しました。

議案第33号及び議案第34号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君登壇）

○市長（泥谷光信君） ただいま御提案いたしました議案第33号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第11号）について」及び議案第34号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第33号は、9月補正予算で計上しておりました津呂防火水槽防災工事につきまして、資材の搬入が遅れたことなどに伴い、年度内の完成が見込めない状況となったことにより、予算を翌年度に繰越しして使用できるよう、繰越明許費を追加するものであります。

議案第34号は、令和3年8月10日の人事院勧告時に人事院が行った公務員人事管理に関

する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の中で、国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置が明らかにされており、当該措置のうち、非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等に係る事項については、令和4年4月1日施行とされており、人事院規則の一部を改正する人事院規則が公布されました。

地方公共団体の職員の勤務時間、休暇、その他の勤務条件についても、地方公務員法第24条第4項の規定により、国家公務員の措置との権衡を踏まえることが求められております。このため、国家公務員の措置に準じて、非常勤職員の育児休業の要件の緩和として、引き続き在職した期間が1年以上との要件の廃止、また、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等について、条例の一部を改正するものであります。

以上をもちまして、提案理由に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永野裕夫君） 以上で、議案に対する提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

ただいまのところ通告による質疑はございません。

この際、各位にお願いをいたします。

議案第33号及び議案第34号は、所管の委員会に付託をし審議を願うことになっております。この点十分お含みおきの上、委員会審議をお願いをいたします。

質疑なしと認めます。質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第33号及び議案第34号は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、所管の委員会に付託をいたします。

この後、直ちに予算決算常任委員会を開催し、終了後、総務文教常任委員会の開催をお願いをいたします。

この際、暫時休憩をいたします。

午前10時05分 休 憩

午後 2時00分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

日程第1、市長提出、議案第3号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第10号）について」から議案第34号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの議案32件を一括議題といたします。

ただいまから、各委員会の審査結果について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、山崎誠一君。

(予算決算常任委員会委員長 山崎誠一君登壇)

○予算決算常任委員会委員長(山崎誠一君) 予算決算常任委員会審査経過の概要と結果を報告させていただきます。

令和4年土佐清水市議会定例会3月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第8号「令和4年度土佐清水市一般会計予算(第10号)について」

(1)歳入については、特に意見もなく了承いたしました。

(2)歳出中、2款1項7目企画振興費について。

委員から、歴史的文化振興事業ジョン万次郎ミュージカル公演の内容について質疑があり、執行部の説明によりますと、本事業は愛媛県東温市の坊ちゃん劇場で上演しているジョン万ミュージカルを本市で上演するもので、2日間で4公演を予定している。この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、清水中学校3年生の修学旅行の中止や夏季大学講座が2年連続で中止となったほか、各地の高齢者いきいきサロンなど屋内での催事が中止となっており、また、外出の自粛で市民の活力低下も懸念されている中、郷土の偉人、ジョン万次郎をテーマとしたミュージカルを開催することで市民が郷土に誇りを持ち、元気になる機会を提供したいと考えている。この事業は、学校総見も予定しており、ジョン万次郎が努力によって人生を切り開いていく姿やアメリカの新しい文化を日本に広めていくその姿勢を、子供たちにもぜひ見てもらいたいと考えているとのことであります。

委員から、事業費が1,300万円と高額となっているが予算の内訳はどの質疑があり、執行部の説明によりますと、主な費用の内訳は公演を含む滞在が5日間で、舞台装置の輸送などに多額の費用がかかるほか、出演者17人、スタッフ約6人の人件費などになっているとのことであります。

また、委員から、入場料はどうかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、無料で上演を予定しているとのことであります。

さらに委員から、コロナ禍で明るく楽しい話題がない中、明るい話題ということで多くの方が観覧できるよう、公演予定日が決まれば早めの宣伝、PRに努めるよう要請があり、了承いたしました。

同じく、歳出中、2款1項10目じんけん総務費について。

委員から、パートナーシップ・ファミリーシップ制度導入関連事業に関わって、ファミリーシップ制度の内容について質疑があり、執行部の説明によりますと、パートナーである2人のどちらかの子供を含め、全員が家族であるということを証明する制度とのことであります。

また、委員から、事業概要では、講演会の開催及びパンフレットの全戸配付の2本立ての予

算となっているが、講師について質疑があり、執行部の説明によりますと、これまでの講演では自身の性に違和感を持つトランスジェンダーの方に講師をお願いしているため、今回は、香川県のゲイの方を予定しているとのこととあります。

さらに委員から、制度導入の周知に当たり、講演会では市民の方をメインに多く集まっていた必要がある。また、チラシを全戸配付する以外の広報活動についての質疑に対し、執行部の説明によりますと、5月に講演会を予定しており、5月の広報紙にチラシを入れるとともに、ホームページへの掲載を予定している。また、福祉センターだよりに掲載をするなど、広く周知を行いたいとのこととあります。

加えて委員から、今まで、講演会の参加者は公務員の方が多かったと思う。市民の方になるべく多く来ていただくよう、広報活動をしていただきたいとの要請があり、了承いたしました。

同じく、歳出中、2款3項1目戸籍住民基本台帳費について。

委員から、マイナンバーカードの国策の目的を確認したいとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、行政手続を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現するための社会基盤であるとのこととあります。

委員から、マイナンバーカードで住民票などの証明書をコンビニで発行できる環境整備は進んでいるのか、また、県内の状況はどの質疑に対し、執行部の説明によりますと、本市のコンビニでの住民票交付などの整備はまだ整っておらず、県内の状況は把握できていない。幡多郡内では、黒潮町や宿毛市が先駆けてクラウド化を進めているが、各自治体独自の政策は進んでいないと認識しているとのこととあります。

また、委員から、独自のサービスを実現する見通しは立っているのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、独自の利用計画は今のところないが、国は令和4年度末には全国民にマイナンバーカードを交付するため、様々な施策を検討しており、本市としてもその内容を確認しながら独自の事業展開の見込みのあるものがあれば、積極的に行っていきたいとのこととあります。

委員から、地域活性化に向けてめじかカードにポイントをつけてマイナンバーカードを普及させることの目的はどの質疑に対し、執行部の説明によりますと、国のマイナンバーカード交付に係るマイナポイントの第2弾の開始に合わせ、第2弾に上乗せする事業として実施予定で、普及促進として、めじかカードへポイントをつけることで、市民への生活資金としての支援や消費喚起を促し、本市の経済を活性化させることが大きな目的で、加えて、スマホアプリ等へのポイント付与で、非接触型の新しい生活様式の確立にも一定効果があるとのこととあります。

委員から、マイナンバーカードの取得については、市民一人一人の申請による任意取得であり、マイナンバーカードをつくることで、めじかカードへポイントをつけることには疑問があ

る。利便性があれば、ポイントをつけなくても市民はマイナンバーカードをつくると思うし、地域活性化を言うなら平等にポイントを付与する方がいいと思う。サービスの環境整備もできていない中で、なぜ、急いで利益誘導するようなことをしてまで普及させたいのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、賛否両論あることは承知しているが、国策であり、マイナンバーカードの取得の推進、普及を図ることは自治体の役割となっている。市民にとって利便性の高い社会生活の実現には、今後なくてはならないツールとなり、積極的に推進する必要があると思っており、あわせてコロナ禍で冷え込んだ市内経済の活性化対策として、めじかカードへの5,000ポイント付与は、市民の生活資金としての支援に必ずつながると思っているとのことです。

委員から、マイナンバーカードの普及が進めば、市の運営に関わって利益、有利になるかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、事業を活用することに伴い、会計年度任用職員3人をフルタイムで雇用する予定としている。この人件費は、マイナンバーカードの交付事務費補助金であり、事務費として100%活用できる。雇用促進が図られるなど市にとってはメリットがあると思っているとのことです。

委員から、利便性、効率性の対局には情報漏えいなどの問題が発生するおそれがあることから、本人の取得申請としている。ポイントで利益誘導し、個人の選択を取得へ持って行こうとすることは原則から外れるため、自己判断を尊重すべきではないかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、強制ではなく選択であり、健康保険証、運転免許証とも連動するようになれば、国民の利便性が向上するという前提で進めており、自治体としては基本的に協力していくという考えであるとのことです。

委員から、めじかカードに5,000ポイントを付与して、交付率が上がるということだが、問題が起きる可能性はないかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、近隣市町村を含め全国の自治体が商品券を付与するなど、様々な取組を行っている。本市は他市町村と比べると遅い取組となったが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を利用させていただき、今回の予算に提案しているとのことです。

委員から、コロナの交付金をこういう形で使うのは問題ないか、マイナポイントみたいなものをぶら下げて使うことが構わないかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、コロナの交付金の活用が可能な事業ということで明示されており、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開等に関する事業の例の中に、キャッシュレス決済の普及促進や行政手続のオンライン化、また、マイナポイント上乘せ等によるマイナンバーカードの普及促進ということが明示されており、この臨時交付金を使うことは可能となっているとのことです。

同じく、歳出中、6款1項3目観光振興費について。

委員から、宿泊型観光商品販売支援事業の内容について質疑があり、執行部の説明によりますと、宿泊型の観光商品として、東大王、冒険王などで有名な伊沢拓司氏主宰「Quiz Knock」（クイズノック）とのコラボによる謎解きをツールとした、地域と宿泊をつなぐためのセット商品を造成している。出題されたクイズから謎を解きながら市内を回り、土佐清水を知ってもらおうという内容で、「Quiz Knock」とコラボすることによって知名度を上げていきたい。令和4年度は造成した商品をあしずり温泉協議会を軸として広げ、その中で知名度を上げながら、この周遊コンテンツで土佐清水市の魅力を発信していきたいとのことであります。

委員から、非常に面白い企画であり、周知、広報に努めてほしいとの要請がありました。

また、委員から、クイズを解いたら景品があるのではなく、解くことによって、土佐清水を分かってもらえるだけかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、特産品や景品は用意していないが、「Quiz Knock」が印字された限定のカード型クリア証を記念品としており、プレミアがつくのではないかと期待しているとのことであります。

さらに、委員から、対象人数について質疑があり、執行部から、それぞれ2人を基本として試算しており、目標としては、1泊2日プランを300組、6施設で実施した場合は3,600人となり、また、2泊3日は200組6施設で2,400人、合計6,000人を目標としている。また、泊数では8,400泊を目標としているとの説明があり、了承いたしました。

2、討論について

議案第8号「令和4年度土佐清水市一般会計予算（第10号）について」、2人の委員からそれぞれ反対討論がありました。

委員から、令和4年度土佐清水市一般会計予算案については、自主財源が少ない中で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しながら、コロナ禍で厳しい状況におかれている市民生活、商業、観光業、農林水産業などの地域産業を支える予算編成となっており、一定の評価ができるものと考えている。しかしながら、新規事業として提案されているマイナンバーカード取得率向上地域活性化事業は、市民への生活支援や事業者支援に活用すべきである新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をコロナとは無関係のマイナンバーカードの取得率向上を目指す財源としていることに大きな問題があると考えます。この交付金は、政治的な思惑による利益誘導の財源として使うのではなく、コロナ禍で影響を受けている市民や事業者のために、生きて働く財源として活用すべきだと考える。よって、マイナンバーカード取得率向上地域活性化事業案に反対するとともに、この交付金を本来の趣旨に基づいて、有効に活用することを強く求めるとのことであります。

また、別の委員から、全体的に賛成できる事案が多いが、そのうちの2つの事業について賛

成できないとのことで、ペーパーレス会議システム構築事業についてで、紙ベースかタブレットかを選択できるものであれば賛成でもいいが、いずれはタブレットに移行していくことを想定しているとの答弁があったことから賛成できない。

次に、マイナンバーカード取得率向上地域活性化事業については、マイナンバーカード普及に関わって、めじかポイントを使うのではなく、コロナ禍で非常に大変な思いをされている市民に対し、平等に、市民一人一人に対して支給することを望む市民が圧倒的に多いと思うことから、これらの事業に対して反対するとの反対討論がありました。

3、議案第3号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第10号）について」

議案第4号「令和3年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」

議案第5号「令和3年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第3号）について」

議案第6号「令和3年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」

議案第7号「令和3年度土佐清水市水道事業会計補正予算（第2号）について」

議案第9号「令和4年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計予算について」

議案第10号「令和4年度土佐清水市介護保険特別会計予算について」

議案第11号「令和4年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計予算について」

議案第12号「令和4年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計予算について」

議案第13号「令和4年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計予算について」

議案第14号「令和4年度土佐清水市水道事業会計予算について」

議案第33号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第11号）について」

以上、12件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、議案第8号については賛成多数により、そのほかの議案については全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（永野裕夫君） 次に、総務文教常任委員会委員長 弘田 条君。

（総務文教常任委員会委員長 弘田 条君登壇）

○総務文教常任委員会委員長（弘田 条君） 令和4年土佐清水市議会定例会3月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第15号「押印の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の制定について」

執行部の説明によりますと、本議案は、各種行政手続について、市民の負担軽減と利便性を図るために押印の見直し、廃止を行うもので、国、県においては、既に実行されている。今年度の行政改革推進本部会議の検討課題の中で議論を行い、各課における各種行政手続の中で、全ての事務について押印の見直しあるいは廃止の可能なものについて洗い出しをしてきた。その結果、条例においては、土佐清水市職員のサービスの宣誓に関する条例など4つの条例を一括で上程したとのことであります。

委員から、押印を必要としない書類について、押印の見直しの判断基準について質疑があり、執行部の説明によりますと、押印等の見直しについては、国、県の指針を参考に、市の指針を作成して行い、国の法令等で存続が必要であるというもの以外については、原則廃止という取扱いにした。昨年8月から各課が集約し、要綱、規則等廃止のリストが上がってきたものが1,956件、存続が397件、一部存続が11件、これ以外にも書面規制による様式の改正など見直しが90件となるとのことであります。

委員から、行政デジタル化を進めているが、そのことも関係しているのかとの質疑があり、執行部から、国のデジタル化の動きも含めて、原則押印廃止の流れになっているとの説明があり、了承いたしました。

2、議案第20号「土佐清水市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について」

執行部の説明によりますと、この条例の改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づく学校運営協議会を令和4年4月1日に市内各小・中学校に設置することから、委員の報酬に関する規定を定めるもので、委員については、保護者、地域住民、運営に資する活動を行う者、校長、教職員、学識経験者、その他教育委員会が適当と認める者の中から、各校の学校長の推薦により、教育委員会が任命を行う。報酬額については、県下市町村の状況調査を行い、他市町村の状況や本市の学校内の他の委員が無報酬であることとの均衡を考慮し、1日1,000円とするとのことであります。

委員から、協議会の主な役割としては、学校の運営方針を確認し認めること、協力すること、そして人事の関係があり、教職員の個别人事は該当しないとのことだが、非常に危ない気がする。学校現場がそれを望んだとは思えない。なぜ、この制度が導入されることになったのか、また、学校現場の声をどう反映するのかということで、当該協議会の重要性や導入の経過について質疑があり、執行部の説明によりますと、全国的な流れがあり、開かれた学校づくり推進委員会もなくなるので、やはり学校、地域が連携して一緒に行うという形のものが必要だと考えている。地域協働本部と一体的に推進していく。昨年度から校長会の中で協議を行い、学校のほうが導入することについて否定的ではないと考えていたことから、来年度から導入するこ

ととした。人事の件については、学校運営協議会の準備委員会の中では、人事のことまで口を出すということはないと確認をしているとのこととあります。

委員から、学校現場の代表が集まったの協議は非常に大事だと思う。いろいろな声が出てくると思うが、それをうまく調整し、生かしながら推進してほしいとの要請があり、了承いたしました。

3、議案第16号「土佐清水市都市公園条例及び土佐清水市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第26号「高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について」

議案第27号「高知縣市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分について」

議案第28号「高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分について」

議案第29号「土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第30号「土佐清水市議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第31号「土佐清水市長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第34号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

以上につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 次に、産業厚生常任委員会委員長、武政健三君。

（産業厚生常任委員会委員長 武政健三君登壇）

○産業厚生常任委員会委員長（武政健三君） 産業厚生常任委員会審査経過の概要と結果報告をさせていただきます。

令和4年土佐清水市議会定例会3月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第19号「土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」

執行部の説明によりますと、今回の主な改正内容は、令和4年4月1日から全世代対応型の

社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が施行されることに伴う改正で、未就学児に対して、均等割額の減額に関する規定が加わったため、その規定を加えるものとなっている。国民健康保険税の均等割課税は、家族に子供が増えるごとに負担がかかる仕組みになっており、子育て世代の経済的負担軽減の観点から、未就学児の均等割保険税を、現行の世帯の所得等をもとに判定された法定軽減である7割・5割・2割の軽減に加え、軽減後の残金からさらに5割を公費で賄う。また、これまで軽減を受けることができなかった未就学児についても、5割を軽減させるという制度改正になっているとのことであります。

委員から、令和4年4月から施行されるとのことだが、対象者数と軽減額の試算はできているかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、令和3年12月1日時点の賦課情報をもとに計算したところ、31世帯で未就学児が45人おり、金額は約55万円の軽減になるとのことです。

また、委員から、市町村の4分の1の持ち出しについて質疑があり、執行部から、4分の1の持ち出し分に対しては、交付税措置され一般会計から国保会計へ繰り出しされるということになっており、国保会計としての負担はないとの説明があり、了承いたしました。

2、議案第22号「海ギャラテラスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

執行部の説明によりますと、竜串東側駐車場ぐるっと竜串イーストパークの第2期工事として、海のギャラリー前の駐車場内にあった売店を取り壊し、公衆施設の設置及び管理に関する条例を12月会議にて議決いただいたが、利用料金について、工事内容の変更による工事費用の増額に伴い、地域食材供給施設（飲食店スペース）の利用料金を月額1万1,000円から1万3,600円へ改正するものとなっているとのことであります。

委員から、収容人数は何人くらいかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、テーブル等は入居される方に準備していただく予定でまだ設置をしておらず、収容人数ははっきりとは言えないが、4人がけテーブルが4から6か所程度置くことができる広さがあり、外もオープンスペースのテラスがあるので、そちらも活用すれば一定数の収容ができるようになるとのことであります。

また、委員から、各テナントの値段はどうなっているのかとの質疑に対し、執行部から、飲食店スペースが月額1万3,600円に改正となり、他の3か所の売店は月額1,200円で、昨年12月に議案で上げさせていただいたとおり変更はないとの説明があり、了承いたしました。

3、議案第17号「土佐清水市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第18号「土佐清水市営住宅駐車場管理条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第21号「土佐清水市水産業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条

例の制定について」

議案第23号「権利の放棄について」

議案第24号「権利の放棄について」

議案第25号「海ギャラテラスの指定管理者の指定について」

議案第32号「土佐清水市有料水道設備の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

以上、7件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 以上で、各委員会の審査結果の報告は終わりました。

ただいま、10番、前田晃君ほか1名から、議案第8号「令和4年度土佐清水市一般会計予算について」、修正案が提出されました。

本修正案を議題といたします。

この際、提出者に提案理由を求めます。

10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君登壇）

○10番（前田 晃君） 修正動議の説明をさせていただきます。

議案第8号「令和4年度土佐清水市一般会計予算について」に対する修正動議を、地方自治法第115条の3及び土佐清水市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出をいたします。提出者は私、前田晃と岡本詠議員の2名であります。

修正の内容につきましては、歳出予算、2款3項戸籍住民基本台帳費に係る予算額4,410万円を削減するために、所要の修正をするものであります。

修正案を順次説明をいたします。

予算書は1ページですけれども、令和4年度土佐清水市一般会計予算第1条第1項中、96億5,800万円を96億1,390万円に改めます。

歳入につきましては、予算書は4ページですけれども、14款国庫支出金予算額13億920万8,000円を12億6,510万8,000円に、2項国庫補助金予算額6億5,458万5,000円を6億1,048万5,000円に、そして歳入合計96億5,800万円を96億1,390万円に改めます。

歳出につきましては、予算書は6ページですが、2款総務費予算額10億7,749万2,000円を10億3,339万2,000円に、3項戸籍住民基本台帳費予算額1億426万

7,000円を6,016万7,000円に、そして歳出合計96億5,800万円を96億1,390万円に改めます。

なお、歳入歳出の目、節に係る修正につきましては、関係資料として、歳入歳出予算事項別明細書を3枚目に添付をいたしておりますので、お見通しをいただければと思います。

次に、提案理由を申し上げます。

まず、令和4年度一般会計当初予算案の全体につきましては、自主財源が少ない中、コロナ交付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金約1億6,000万円なども活用しながら、コロナ禍で厳しい状況におかれています市民生活や商業、観光業、農林水産業などの地域産業を支える予算編成に配慮しているところも伺え、おおむね一定の評価ができるものと考えています。

しかしながら、新規事業として提案されておりますマイナンバーカード取得者にめじかカード5,000ポイントを付与するマイナンバーカード取得率向上地域活性化事業につきましては、コロナの交付金をコロナとは直接関係のない事業の財源としていることに大きな問題があります。言うまでもなく、コロナの交付金はコロナで影響を受けた市民や事業者を支援するために活用すべきであり、マイナンバーカードの取得率向上を目指す事業の財源に使うものではありません。

また、コロナ交付金の活用には、施策の公正性、公平性が求められており、マイナンバーカードの取得者のみにめじかポイントを付与することは、著しく公平性を欠くものと言わざるを得ません。

また、個人情報を集積するマイナンバーカードは、利便性の一方で、情報漏えいの危険性があるため、強制ではなく、本人の申請により交付するということになっています。ポイント付与などの特典をつけて申請を促すことは、明らかに任意取得の原則に反するもので、良識のある自治体のとるべき対応ではないと考えます。たとえ、それで申請数が増加したとしても、カードの不適切な管理により、情報漏えいの危険性が一層高まることも懸念されるところであります。

政治的な思惑から、利益誘導的にコロナ交付金を利用することは、交付金本来の目的からも、またマイナンバーカード申請の在り方からも大きくかけ離れており、一体誰のために、どこに軸足を置いて予算を組むのか、市政の根幹が問われる問題であると言っても過言ではありません。安直な税金の使い方ではなく、市民ためにしっかりと予算が活用されるよう、最後に強く要望いたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

御審議の上で、適切な決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（永野裕夫君） 修正案の説明は終わりました。

ただいまから、委員長報告等に対する質疑に入ります。

予算決算常任委員会委員長は、委員長席に御着席を願います。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終わります。

委員長は自席にお戻り願います。

次に、総務文教常任委員会委員長は、委員長席に御着席を願います。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終わります。

委員長は自席にお戻り願います。

次に、産業厚生常任委員会委員長は、委員長席に御着席を願います。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終わります。

委員長は自席にお戻り願います。

次に、議案第8号「令和4年度土佐清水市一般会計予算について」に対する、修正案提出者の10番、前田晃君、委員長席に御着席を願います。

議案第8号の修正案に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終わります。

10番、前田晃君、自席にお戻り願います。

以上で、委員長報告等に対する質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午後 2時45分 休 憩

午後 3時02分 再 開

○議長(永野裕夫君) 休憩前に続いて会議を開きます。

ただいまから討論に入ります。

討論の通告がありますので発言を許します。

3番、武政健三君。

(3番 武政健三君登壇)

○3番(武政健三君) 議案第8号修正案に対して、反対の立場から討論をさせていただきます。

国が、全国民に進めているマイナンバーカードは、健康保険証として利用できるほか、本人確認の際の身分証明書、ワクチン接種証明書としての利用、各種行政手続のオンライン申請が可能となり、行政手続の簡素化が図られることにより、国民の負担が大きく軽減されること、そして行政機関や地方公共団体でも確認作業の手間とコストが大幅に削減でき、人と人との接触を少なくするコロナ対策としても貢献度の高いすばらしい施策であります。

国は、令和4年度末までに、ほぼ全国民に交付する目標を掲げ、普及率向上に取り組んでいる中、幡多郡内では、2月末での交付率は宿毛市が71.2%、四万十市が58%と非常に高い水準になっております。残念ながら本市はまだ30.6%の交付率ということで、非常に遅れております。交付率の上位を占める市町村においては、商品券などが受け取られる事業を展開して成功している自治体がある中、本市では、このような施策を実施していないということも交付数が少ない理由の一つとされております。

今回提案されているマイナンバーカード交付者に1人当たり5,000円のめじかポイントの給付という施策は、国が全国民に進めているマイナンバーカードの交付に出向く大きなきっかけとなるのが一つ、そして、何よりコロナウイルス感染症の影響で商売を存続させること自体が本当に大変な状況の中、本市で買物していただく、めじかカード加盟店で買物しようという趣旨のこのめじかカードへのポイントの給付は、コロナウイルス感染症の影響の中で一生懸命商売を続けてくださっている本市のお店に少しでも多くのお金を落として、少しでも潤っていただき、私たちのまちで引き続き営業をしていただくためにも、ぜひとも実行するべきと考えます。

本市のマイナンバーカードの普及率のアップ、そしてめじかカードへのポイント給付は、本市の市民の方々のため、そして本市の企業の売上げアップ、一石二鳥の施策でございます。よって、この議案第8号修正案に対して、反対の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 続きまして、7番、岡本 詠君。

(7番 岡本 詠君登壇)

○7番(岡本 詠君) 議案第8号「令和4年度土佐清水市一般会計予算について」に対する修正動議について、賛成の立場で討論をいたします。

マイナンバーカードとは、行政事務の処理において、当該事務の対象者を特定する手続を簡易化するために国が発行するＩＣカードですが、身分証明書としての機能や保険証等の証明書がこれ１枚に一体化できることでの利便性も挙げられています。

一方で、紛失拾得等による個人番号や個人識別情報を不正利用される可能性や、プライバシー侵害の危険性の懸念もあります。このマイナンバーカードを取得するか否かは、個人の判断に委ねる申請主義が採用されています。つまり、リスクを考えて自己責任で申請してくださいねということです。

今回、市が提案しているマイナンバーカード取得率向上地域活性化事業については、コロナ対策を前提としてこれを提案されていますが、マイナンバーカードの取得率を向上させることが、今コロナ対策として本当にやらなければならないことなのでしょうか。市民の声を聞いた上で、この事業の必要性を考えたのでしょうか。多々疑問に思うところがあります。もっとほかにやらなければならないことがあるのではないのでしょうか。

さらに、このマイナンバーカードの取得率を上げるために、これを取得する者のみにめじかカード５,０００ポイントを付与することは、市民を餌で釣るような行為であり、なぜそのような利益誘導までしてマイナンバーカードの取得率を上げなければならないのか全く理解できません。

そもそも、それほど利便性がよくメリットが大きいマイナンバーカードというのなら、このような利益誘導しなくても皆さん普通に取得しているのではないのでしょうか。百歩譲って、地域経済の活性化という点をとってみても、予算額からして約８,０００人程度の予算しか組まれていないと思われます。非常に中途半端でやる気が感じられません。コロナ対策の交付金を使い、地域経済の活性化を期待するのであれば、全ての市民に対し平等に、市内の全ての店舗で使えるクーポン等を支給すべきであると考えます。今、コロナ禍の土佐清水市において何が必要なのか、いま一度、市民の声を聞いていただき、政策を考え直していただきたい。

以上、議員の皆様には熟慮いただいた上で、採決をお願いいたします。

○議長（永野裕夫君）　続きまして、６番、作田喜秋君。

（６番　作田喜秋君登壇）

○６番（作田喜秋君）　議案第８号の修正案に対して、反対の立場から討論いたします。

国も政府広告として、テレビＣＭ、新聞などを駆使し、取得率向上に取り組んでいるマイナンバーカード交付ですが、本市のマイナンバーカード交付率は、令和４年２月末時点で３０．６％と国平均、県平均を下回る状況となっております。また、幡多郡の他市町村の交付率と比較しましても、本市の交付率は非常に低い状況となっております。このことから、本市も他市町村が実施している、マイナンバーカードを交付された方に商品券などが取得できる事

業を独自施策として、地域電子通貨めじかを活用し展開するものであります。

マイナンバー制度は、国民の負担軽減、行政の効率化、公平、公正な社会の実現を目的に国が推進している取組であります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、国民、市民は新しい生活様式の実践に取り組んでいるところであります。マイナンバーカードを活用することで、各種行政手続等がオンライン申請できるようになり、市民の利便性の向上はもちろん、飛沫感染や接触感染を防ぐことができ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、地域経済の循環をしながら、国が推進するマイナンバーカード交付率を向上させるための大変有効な施策であることから、議案第8号の修正案に対しての反対討論といたします。

○議長（永野裕夫君） 以上で、通告による討論は終わりました。討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

議案第3号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第10号）について」、議案第4号「令和3年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」、議案第5号「令和3年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第3号）について」、議案第6号「令和3年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」及び議案第7号「令和3年度土佐清水市水道事業会計補正予算（第2号）について」の補正予算案5件を一括して採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手を願います。

（賛成者起立・挙手）

○議長（永野裕夫君） 起立・挙手全員であります。

よって、議案第3号から議案第7号までの5件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号「令和4年度土佐清水市一般会計予算について」採決をいたします。

まず、本案に対する10番、前田晃君ほか1名から提出された修正案について採決をいたします。

本修正案のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手を願います。

（賛成者起立・挙手）

○議長（永野裕夫君） 起立少数であります。

よって、本修正案は否決されました。

ただいま、議案第8号「令和4年度土佐清水市一般会計予算について」に対する修正案は、否決されましたので、原案について採決をいたします。

議案第8号は、原案のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手を願います。

（賛成者起立・挙手）

○議長（永野裕夫君） 起立・挙手多数であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号「令和4年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計予算について」、議案第10号「令和4年度土佐清水市介護保険特別会計予算について」、議案第11号「令和4年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第12号「令和4年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計予算について」、議案第13号「令和4年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計予算について」及び議案第14号「令和4年度土佐清水市水道事業会計予算について」の当初予算案6件を一括して採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手を願います。

（賛成者起立・挙手）

○議長（永野裕夫君） 起立・挙手全員であります。

よって、議案第9号から議案第14号までの6件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号「押印の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の制定について」を採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手を願います。

（賛成者起立・挙手）

○議長（永野裕夫君） 起立・挙手全員であります。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決をされました。

次に、議案第16号「土佐清水市都市公園条例及び土佐清水市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手を願います。

（賛成者起立・挙手）

○議長（永野裕夫君） 起立・挙手全員であります。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決をされました。

次に、議案第17号「土佐清水市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手を願います。

（賛成者起立・挙手）

○議長（永野裕夫君） 起立・挙手全員であります。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決をされました。

次に、議案第18号「土佐清水市営住宅駐車場管理条例の一部を改正する条例の制定について」を採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手を願います。

（賛成者起立・挙手）

○議長（永野裕夫君） 起立・挙手全員であります。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決をされました。

次に、議案第19号「土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手を願います。

（賛成者起立・挙手）

○議長（永野裕夫君） 起立・挙手全員であります。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決をされました。

次に、議案第20号「土佐清水市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について」を採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手を願います。

（賛成者起立・挙手）

○議長（永野裕夫君） 起立・挙手全員であります。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決をされました。

次に、議案第21号「土佐清水市水産業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手を願います。

（賛成者起立・挙手）

○議長（永野裕夫君） 起立・挙手全員であります。

よって、議案第21号は、原案のとおり可決をされました。

次に、議案第22号「海ギャラテラスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手を願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。

よって、議案第22号は、原案のとおり可決をされました。

次に、議案第23号「権利の放棄について」を採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手を願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。

よって、議案第23号は、原案のとおり可決をされました。

次に、議案第24号「権利の放棄について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手を願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。

よって、議案第24号は、原案のとおり可決をされました。

次に、議案第25号「海ギャラテラスの指定管理者の指定について」を採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手を願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。

よって、議案第25号は、原案のとおり可決をされました。

次に、議案第26号「高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について」を採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手を願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決をされました。

次に、議案第27号「高知縣市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分について」を採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手を願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。

よって、議案第27号は、原案のとおり可決をされました。

次に、議案第28号「高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分について」を採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手を願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決をされました。

次に、議案第29号「土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手を願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。

よって、議案第29号は、原案のとおり可決をされました。

次に、議案第30号「土佐清水市議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手を願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。

よって、議案第30号は、原案のとおり可決をされました。

次に、議案第31号「土佐清水市長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手を願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。

よって、議案第31号は、原案のとおり可決をされました。

次に、議案第32号「土佐清水市有料水道設備の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手を願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。

よって、議案第32号は、原案のとおり可決をされました。

次に、議案第33号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算(第11号)について」を採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手を願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。

よって、議案第33号は、原案のとおり可決をされました。

次に、議案第34号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手を願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。

よって、議案第34号は、原案のとおり可決をされました。

ただいま、市長から同意案第1号「土佐清水市監査委員の選任について」が提出をされました。

お諮りをいたします。

この際、同意案第1号を日程に追加し議題といたしたいと思っております。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。

よって、同意案第1号を日程に追加し議題とすることに決しました。

同意案第1号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) ただいま、御提案いたしました同意案第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、監査委員の選任に対する同意案であります。

平成30年4月から監査委員として御尽力を賜ってまいりました山本豊氏の任期が3月31日で満了となります。この間、同氏の監査業務に対する御努力に対しまして心から敬意と感謝を申し上げます。

その後任といたしまして、横山周次氏を選任することについて御同意をお願いするものであります。同氏は、昭和57年4月から平成31年3月まで、37年の長きにわたり市職員として奉職され、この間、税務課長、市民課長、収納推進課長、まちづくり対策課長、そして平成29年4月からは、会計管理者兼会計課長として行政施策の推進に専念され、その豊富な経験に加え、人格、識見とも同委員として適任であると考え、御提案するものであります。

どうか、御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長(永野裕夫君) 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

同意案第1号について、質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

同意案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。

よって、同意案第1号については、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

同意案第1号「土佐清水市監査委員の選任について」、同意の方は御起立または挙手を願ひ

ます。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。

よって、同意案第1号は、同意することに決しました。

ただいま、市長から同意案第2号「土佐清水市固定資産評価審査委員会の委員の選任について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、同意案第2号を日程に追加し議題といたしたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。

よって、同意案第2号を日程に追加し議題とすることに決しました。

同意案第2号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) ただいま、御提案いたしました同意案第2号について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

平成31年4月3日から同委員として御尽力を賜っております西村和興氏が、本年4月2日をもって任期満了となります。この間における、同氏の御労苦と御努力に対しまして心から敬意と感謝を申し上げます次第であります。

西村氏は、司法書士として地域の発展に御尽力されるなど豊富な経験に加え、その人格、識見は、同委員として最適任であると考えており、引き続き、同委員として任命いたしたいと考え、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

どうか御同意を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長(永野裕夫君) 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

同意案第2号について、質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

同意案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略をい

たしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。

よって、同意案第2号については、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

同意案第2号「土佐清水市固定資産評価審査委員会の委員の選任について」、同意の方は御起立または挙手を願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。

よって、同意案第2号は、同意することに決しました。

ただいま、市議会議案第2号「土佐清水市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」が提出をされました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第2号を日程に追加し議題といたしたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。

よって、市議会議案第2号を日程に追加し議題とすることに決しました。

市議会議案第2号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

1番、谷口佳保君。

(1番 谷口佳保君登壇)

○1番(谷口佳保君) 市議会議案第2号「土佐清水市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」、提案理由の説明を申し上げます。

これまで行政手続等において求めてきた押印について、政府から、デジタル化政策の一環として、特段の合理的な理由がある場合を除き、原則として廃止を広く推進する方針が示されました。地方議会においても、議会運営に当たり押印を求めなくても特段支障がない事項につい

ては、これを廃止することが適当であるという観点から、全国市議会議長会において、各書式の判断基準が示されたことに伴い、本市議会においても押印見直しを行い、本市議会会議規則についての押印を求める様式中、押印の項目を削る改正を行うものであり、合わせて、字句等の所要の改正を行うものであります。

御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（永野裕夫君） 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから、討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決いたします。

市議会議案第2号「土佐清水市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」、原案に賛成の方は御起立または挙手を願います。

（賛成者起立・挙手）

○議長（永野裕夫君） 起立・挙手全員であります。

よって、市議会議案第2号は原案のとおり可決されました。

ただいま、市議会議案第3号「土佐清水市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第3号を日程に追加し議題といたしたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。

よって、市議会議案第3号を日程に追加し議題とすることに決しました。

市議会議案第3号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

1番、谷口佳保君。

(1番 谷口佳保君登壇)

○1番(谷口佳保君) 市議会議案第3号「土佐清水市政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、市議会議案第2号と同様、押印見直しに伴い、本市議会政務活動費の交付に関する条例についての押印を求める様式中、押印の項目を削る改正を行うものであり、合わせて、字句等の所要の改正を行うものであります。

御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長(永野裕夫君) 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから、討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決をいたします。

市議会議案第3号「土佐清水市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、原案に賛成の方は御起立または挙手を願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。

よって、市議会議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第2「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りをいたします。

地方自治法第100条第13項及び土佐清水市議会会議規則第167条の規定に基づき、お手元に配付のとおり関係議員を派遣をいたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣は、そのように決しました。

以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。

この際、執行部の挨拶を許します。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) どうも御苦労さまでした。市議会定例会3月会議の散会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

3月会議におきましては、新年度の市政運営の基本となる令和4年度一般会計予算をはじめとする重要な議案について、熱心な御審議を賜り、本日ここに適切なる御決定をいただき、深く敬意と感謝を申し上げます。

審議期間中に、一般質問や各常任委員会を通じて議員各位から寄せられた貴重な御意見、御提言につきましては、今後の市政運営に生かしてまいります。

また、3月会議開会中の3月11日、東日本大震災から11年を迎えました。犠牲になられた方々と御遺族の皆様へ、改めて哀悼の意を表します。この大震災の教訓を風化させることなく、あらゆる災害から市民の命を守り、そして命をつなげるために地域防災力の強化に力を注いでまいります。

さて、令和4年1月から実施されていたまん延防止等重点措置は、3月21日をもって、適用となっていた全ての都道府県で解除になりました。高知県においては、昨日、県独自の対応ステージを特別警戒から警戒に引き下げましたが、今週に入り、幡多福祉保健所管内では高齢者施設、学校、保育施設など集団感染が発生し、土佐清水市内でも小学校のクラスターをはじめとする感染拡大が続いており、引き続き緊張感を持って感染症防止策に取り組んでまいりますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

さらに、今回の管理不十分なモデルナワクチン接種につきましては、重ねて市民の皆様にご迷惑をおかけ申し上げます。本日、対象者の皆様全員にこれまでの経過と今後の対応について文書で御報告いたしますが、接種後の健康被害は4週間以内に出現されることから、この間、接種された方へ健康状態について確認の連絡をさせていただきました。接種後の症状につきまして

は、発熱、倦怠感、接種部位の痛みや腫れ等の通常接種時に見られる副反応と同様の症状がほとんどであり、医師への確認とあわせ、副反応以上の影響はないと思われませんが、接種された皆様の健康状態に変化がないか引き続き注視してまいります。

また、接種の効果につきましては、同じワクチンを接種した市職員、医療従事者の方々の御協力で抗体検査を実施した結果、通常接種同様の抗体価が見られ、ワクチン接種により、ウイルスに対する抗体が認められたものと考えられます。そのため、3回目接種ができていたとし、再度の接種の必要性はないと判断したところです。あわせて、今回先行して実施した抗体検査において、ワクチンの効果が同等に認められたことを受け、対象者の皆様には抗体検査の結果を参考にし、御理解をいただいた上で、なおワクチンの効果を不安に思われている方など抗体検査を希望される方々につきましては、4月1日より市内の指定した病院において抗体検査を実施いたします。

今後におきましても、職員一丸となって再発防止と信頼回復に向け取り組んでまいりますので、何とぞ御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、この3月31日付をもって退職する職員に、議員各位よりねぎらいのお言葉をいただきましたが、長年にわたり市政全般に御尽力を賜り、退職に当たり改めてこの場より心から感謝申し上げます。本当にありがとうございました。皆様方の御健勝、御多幸を心からお祈りいたしまして、散会の挨拶といたします。

○議長（永野裕夫君） これをもちまして、令和4年土佐清水市議会3月会議を終了をいたします。本日の会議はこれをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

午後 3時44分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

土佐清水市議会 議長

副議長

署名議員

署名議員